

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づき、医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連分野の支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うため、小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、医療的ケア児とは、市内に住所を有し、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（重症心身障害児を含む。）をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事項について意見の交換等を行うものとする。

- (1) 医療的ケア児及びその家族の支援に係る課題及び情報の共有に関する事項
- (2) 医療的ケア児及びその家族の支援に係る関係機関の連携強化に関する事項
- (3) 医療的ケア児及びその家族の支援に係る対応策の検討に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、医療的ケア児及びその家族の支援に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 保健機関関係者 1人以内
- (3) 医療機関関係者 2人以内
- (4) 障害福祉関係機関関係者 4人以内
- (5) 保育関係機関関係者 1人以内
- (6) 教育機関関係者 3人以内
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を招集し、会議を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係課会議)

第7条 関係機関との医療的ケア児に関する情報共有を図るため、庁内における緊密な連絡調整を行う関係課会議を設置する。

- 2 関係課会議は、次に掲げる課等に所属する職員をもって構成する。

- (1) 自立生活支援課
- (2) 保育課
- (3) 児童青少年課
- (4) こども家庭センター
- (5) 学務課
- (6) 指導室

- 3 関係課会議の構成員は、協議会に出席し、必要な情報を提供し、又は共有することができる。

(運営)

第8条 協議会は、必要に応じて開催することとする。

- 2 会長は、前条第3項に規定する場合を除き、必要があると認めたときは、同条に規定する関係課会議の構成員その他関係者に対し会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又はその者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することが適当でないと認められる場合には、公開しないことができる。

(謝礼)

第11条 協議会に出席した者に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第12条 協議会及び関係課会議（以下「協議会等という。」）の庶務は、自立生活

支援課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条 2 項の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。